

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成27年9月8日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 新田道尋

記

1. 監査対象 農林課の平成26年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成27年7月1日～平成27年7月15日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 各種団体に対する補助金等交付状況調において、補助金等の名称、交付決定額、支出済日等の日付などに誤記が認められるため、正確に記載するよう努めること。	1. 本監査の結果を課員に周知徹底を行うとともに、課内での重複チェックを徹底し再発防止に努める。